

弊社の運輸安全マネジメントに関する取組み

弊社におきましては、運輸安全マネジメント導入に伴い、社長以下全社員が一丸となって、安全を確保するために、次のとおり取り組んでまいります。

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) 社長及び運輸部担当、または運輸部業務に従事する役員は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たしてまいります。

また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させます。

- (2) 弊社は、輸送の安全に関する計画の策定・実行・チェック・改善を確実に実施し安全対策を不断に見直すことにより、及び全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めてまいります。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表いたします。

輸送の安全を確保するために、「安全方針」を平成23年4月1日に見直し、全社員が一丸となって事故防止に努めてまいります。また、安全最優先の旅客輸送サービスの更なる向上を図ります。

安全方針

1. 安全最優先

「安全快適な輸送に徹しよう」

2. 法令の遵守

「規律を守ろう」

3. 継続的改善

「常に問題意識を持とう」

2. 輸送の安全に関する重点施策

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を、積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

3. 輸送の安全に関する目標及び輸送の安全に関する計画並びに教育・研修
 - ・【別紙A】「平成23年度 輸送の安全に関する目標・計画（教育・研修計画含む）」の目標の通りです。
4. 輸送の安全に関する情報の伝達及び共有
 - ・【別紙B】「平成23年度 輸送の安全に関する情報の伝達及び共有に関する会議体」の通りです。
5. 環境にやさしいエコドライブ運動の推進
6. 運輸安全マネジメントに関する平成22年度実施・実績内容について
 - ①平成22年度「輸送の安全に関する目標・計画」における実施・実績内容【別紙C】及び【別紙D】の「平成22年度 実施・実績報告書」の通りです。
 - ②平成22年度 事故に関する当社の発生状況
 - イ. 「自動車事故報告規則 第2条」に規定する事故に関する統計（当社が第一当事者の事故以外を含む）
 - ・第2条 第3項 5件（自転車1件、二輪車1件、歩行者1件、自動車2件）
 - ・第2条 第11項 7件（車両故障）
 - ロ. 事故に関する統計と前年比較
 - ・有責事故 198件（前年比較27件増）
7. 弊社の「安全管理規程」は、【別紙1】の通りです。
8. 安全統括管理者に係る情報
 - ・ 安全統括管理者 北田 定明
9. 輸送の安全に関する内部監査結果
 - ・ 平成23年2月23日に経営管理部門に対する内部監査を実施し、すべての項目において監査基準に概ね適合していることを確認しております。
 - ・ 平成22年12月に全営業所で内部監査(保安監査)を実施しました。
監査の内容は、運行管理をはじめ労務管理や勤務処理が関係法令や社内規程に照らし適正に管理保管されているかなど約50項目について監査を実施した結果、全営業(支)所とも良好であることを確認しております。

安全管理規程

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規程（以下「本規程」という）は、道路運送法（以下「法」という）
第 2 2 条の 2 第 2 項の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき
事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 本規程は、当社の一般旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

第 2 章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第 3 条 社長及び運輸部を担当、または運輸部業務に従事する役員(以下「運輸部担当
役員」という)は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識
し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。

また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分
に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を
徹底させる。

2. 輸送の安全に関する計画の策定・実行・チェック・改善を確実に実施し安全対
策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することによ
り、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報につ
いては、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第 4 条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管
理規程に定められた事項を遵守すること。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めるこ
と。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じるこ
と。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、
共有すること。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確
に実施すること。

2. 傘下のグループ企業と密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。
3. 管理の受委託に係る受託事業者及び管理を委託した事業者の輸送の安全の確保を阻害するような行為を行わない。更に、管理を受委託した事業者と長期契約を結ぶ等の密接な関係にある場合は可能な範囲において、管理を受委託した事業者の輸送の安全の向上に協力するよう努める。

(輸送の安全に関する目標)

第5条 第3条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第6条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第3章 輸送の安全を確保するための管理の体制

(社長等の責務)

第7条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

2. 取締役会構成員（以下「経営トップ」という）は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保や体制の構築等必要な措置を講じる。
3. 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
4. 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第8条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

- (1) 安全統括管理者
 - (2) 運行管理者
 - (3) 整備管理者
 - (4) その他必要な責任者
2. 管理課長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、各営業(支)所長を統括し、指導監督を行う。
 3. 各営業(支)所長は、管理課長の命を受け、輸送の安全の確保に関し、各営業(支)所を統括し、指導監督を行う。
 4. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等の理由で本社に不在の場合や重大な事故・災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第9条 経営トップのうち、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の5に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

2. 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
 - (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - (2) 身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
 - (3) 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠るなどにより、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼす恐れがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第10条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- (1) 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- (2) 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- (3) 輸送の安全に関する方針・重点施策・目標及び計画を誠実に実施すること。
- (4) 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- (5) 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて随時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。
- (6) 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- (7) 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- (8) 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- (9) 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- (10) その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第11条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第12条 経営トップと現場や運行管理者と運転手等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。

また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故・災害等に関する報告連絡体制)

第13条 事故・災害等が発生した場合における当該事故・災害等に関する報告連絡体系は別に定めるところによる。

2. 事故・災害等に関する報告が、安全統括管理者・経営トップ又は社内の必要な部署等に速やかに伝達されるように努める。
3. 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第1項の報告連絡体制が十分に機能し、事故・災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
4. 自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)に定める事故・災害等があった場合は、同報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第14条 第5条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第15条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも1年に1回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故・災害等が発生した場合又は同種の事故・災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

2. 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合は、その結果を、改善すべき事項が認められた場合は、その内容を、速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第16条 安全統括管理者から事故・災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合、もしくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

2. 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第17条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計、輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統、輸送の安全に関する重点施策、輸送の安

全に関する計画、輸送の安全に関する予算等実績額、事故・災害等に関する報告連絡体制、安全統括管理者、安全管理規程、輸送の安全に関する教育及び研修の計画、輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容については、毎年度、外部に対し公表する。

2. 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第18条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

2. 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故・災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
3. 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は、関係部署が記録し、保存の方法は「文書取扱規程」に準ずる。

◇付 則

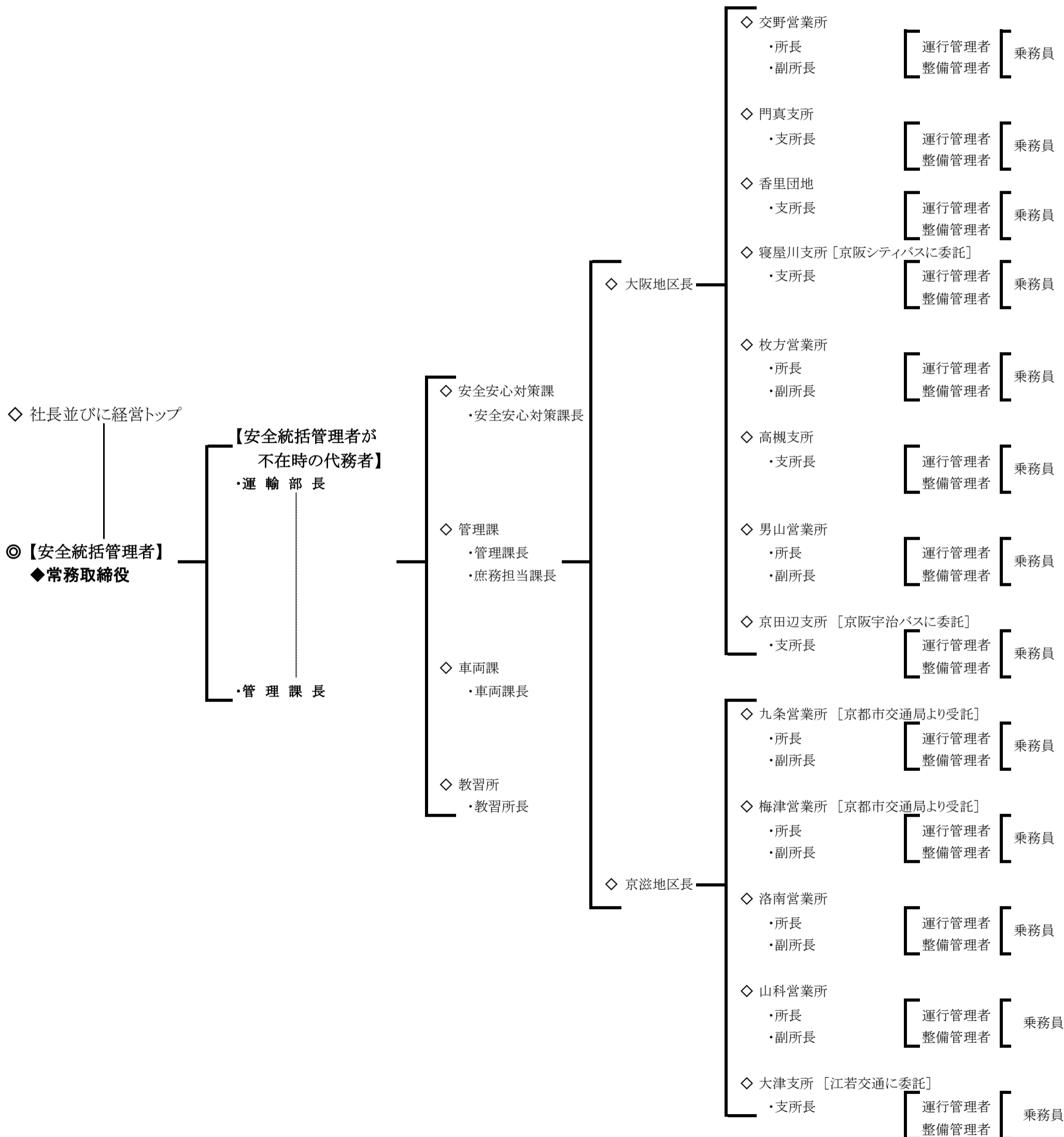
・この規程は、平成18年10月1日より実施する。

1. 平成19年4月1日 一部改正
改正内容：「業務組織図」安全安心対策課の追加と田辺支所の委託
2. 平成19年7月2日 一部改正
改正内容：「事故・災害等に関する報告連絡体系図」の変更
3. 平成20年2月6日 一部改正
改正内容：「管理の受委託に係る輸送の安全性に関する方針」の変更
4. 平成20年5月10日 一部改正
改正内容：「業務組織図」京田辺支所に名称変更
5. 平成20年7月2日 一部改正
改正内容：「業務組織図」「事故・災害等に関する報告連絡体系図」の変更
6. 平成21年7月2日 一部改正
改正内容：「業務組織図」「事故・災害等に関する報告連絡体系図」の変更
7. 平成22年7月2日 一部改正
改正内容：「業務組織図」「事故・災害等に関する報告連絡体系図」の変更
8. 平成22年3月1日 一部改正
改正内容：「事故・災害等に関する報告連絡体系図」の変更
9. 平成23年4月1日 一部改正
改正内容：「業務組織図」一部改正
10. 平成23年7月4日 一部改正
改正内容：「業務組織図」一部改正

業務組織図（規程第8条4項関係）

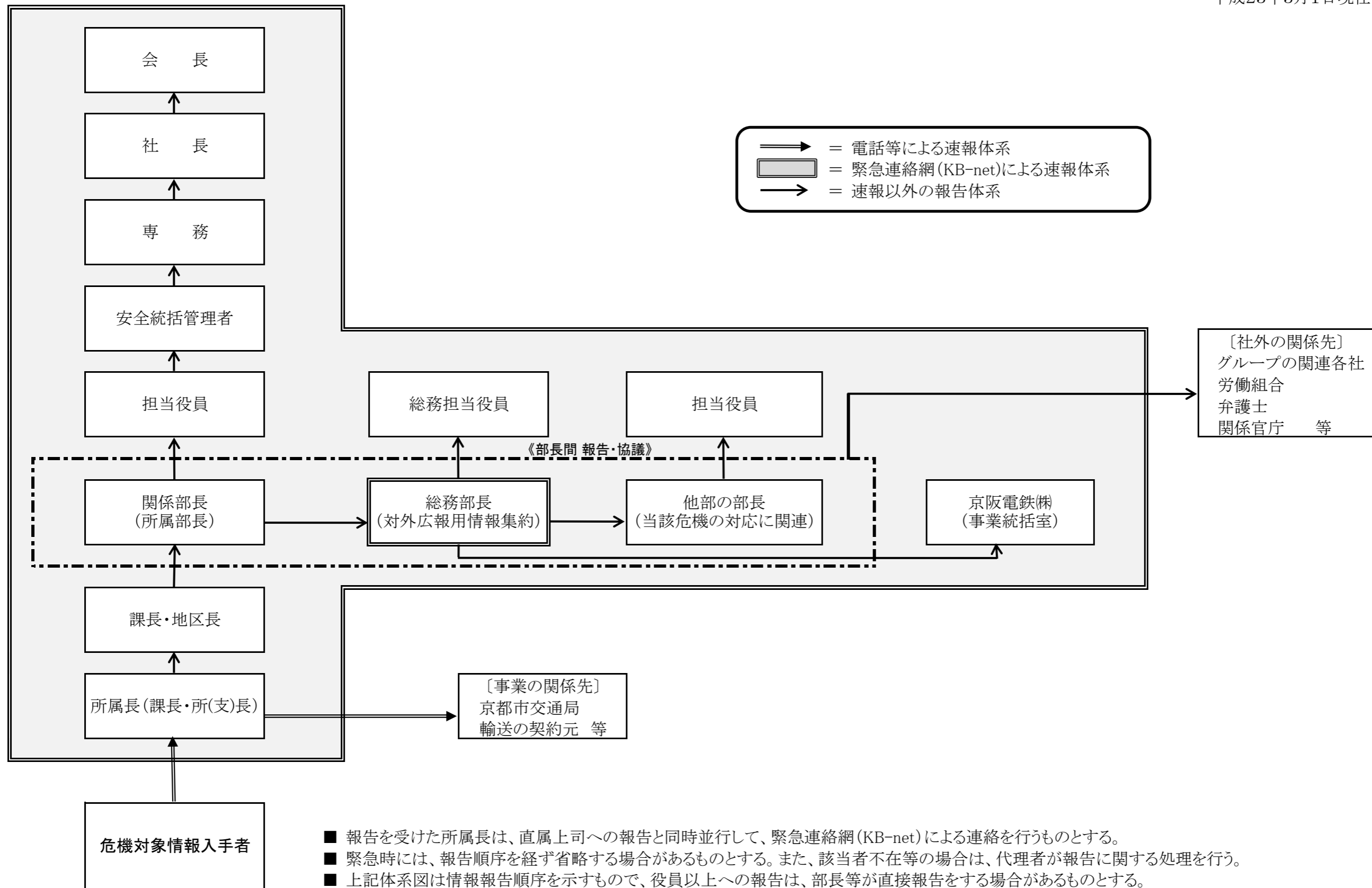
平成23年7月4日現在

運 輸 部



事故・災害等に関する報告連絡体系図(安全管理規程第13条第1項関係)

平成23年3月1日現在



目 標	計 画	輸送の安全に関する投資
<p>1. 有責事故160件以内</p> <p>(1) 負傷事故の削減 二輪車及び歩行者との接触事故を半減</p> <p>(2) 車内事故の削減 発進及び減速時における車内転倒事故を半減</p> <p>2. 弊社が第一当事者となる重大事故件数「0」件^{ゼロ}</p> <p>3. 酒気帯び出勤の根絶</p>	<p>【輸送の安全に関する計画】</p> <p>(1) 安全運動</p> <ul style="list-style-type: none"> * 春の全国交通安全運動（5月） * 夏の交通安全運動（7月～8月） * 秋の全国交通安全運動（9月） * 年末年始輸送の安全総点検（12月～1月） * 環境にやさしいエコドライブ運動（通年） <p>上記安全運動を中心に当社独自の事故防止運動を展開し、輸送の安全性の向上に努めます。</p> <p>① 運転関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・点呼の厳正化を図るため、点呼査察（点呼立会い）を実施します。 ・社長、安全統括管理者、運輸部担当役員及び運輸部長等による職場巡回を年4回実施します。 ・本社管理職による添乗査察を年4回実施し、運転と運転に対する姿勢・接遇向上を図ります。 ・事故事例等の情報共有、研究、分析を進め同種の事故の再発防止に努めます。 ・事故を6ヶ月間に複数回惹起した運転手及び重大事故惹起者に対する研修を実施し、個別指導教育の強化を図ります。 ・睡眠時無呼吸症候群（SAS）の検査結果に基づくカウンセリング指導を実施します。また、新規雇用運転手については検査を実施します。 ・インターネット適性診断システム「ナスバネット」を活用し、安全教育及び事故防止の対策として活用します。 ・免許証リーダーとアルコール検知器を連動したシステムを活用し、厳正な点呼執行の充実を図ります。 ・異常事態発生（重大事故、車両火災、ハイジャック等）加害者を想定した事故対策の合同訓練を年1回実施します。 <p>② 車両関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ノンステップバス、ワンステップバスの導入 乗合バスの代替車両としてノンステップバス23両、ワンステップバス6両を導入し、安全性の向上を図ります。 ・デジタルタコグラフの活用 デジタルタコグラフデータを活用し、運行管理面及び個人指導の充実を図ります。 ・ドライブレコーダーの導入 ヒヤリ・ハット体験映像の記録データを資料として、安全運転の指導及び事故防止の対策に活用します。 <p>(2) ヒヤリ・ハットを報告する体制を確立します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故に至らなかったヒヤリ・ハット体験を年2回聞き取る体制を整え、収集分析して事故防止に努めます。 <p>(3) アンケートにより、安全方針等の浸透度合いを調査し、事故防止対策の改善を図ります。</p> <p>【輸送の安全に関する教育及び研修計画】</p> <p>(1) 現場管理者（所長・副所長・係長・助役）に対する教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本社において安全輸送・安全運行に関する1日研修を実施します。 ・運輸安全マネジメント講習会など研修会に参加し、安全管理体制の構築を図ります。 <p>(2) 乗務員に対する教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クレフィール湖東の運転手1日安全研修を実施します。 ・特設コースを設定し、実技を伴う乗務員安全研修を実施します。 ・環境に優しい運転と事故防止につながるエコドライブ本社研修を実施します。 ・自動車事故対策機構（NASVA）に依頼し、マネジメントコンサルティングを特定の営業所で実施致します。 	<p>・ 車両購入 660,000千円</p> <p>・ 車載器（ドライブレコーダー） 65,000千円</p> <p>・ 教育・研修 7,200千円</p>

【別紙B】

平成23年度 輸送の安全に関する目標・計画（教育・研修計画含む）

輸送の安全に関する情報の伝達及び共有に関する会議体

方 法	内 容	実 施 時 期 ・ そ の 他
1. 役員会（常勤役員会）	社長以下、全常勤役員が前月分の「事故並びにお客様のご意見について」の分析と意見交換を行う。	*毎月、1回開催。
2. 所長会議	安全統括管理者、運輸部担当役員及び運輸部長以下、全営業(支)所長が参加し、安全輸送に対する取り組み等を協議する。	*毎月、1回開催。
3. 安全安心対策会議	安全統括管理者、運輸部担当役員及び運輸部長以下、地区長が参加し、輸送の安全に関する方針・目標・計画・実施状況及びその管理体制を確立し維持するための協議を行う。	*3ヶ月毎に開催（4月、7月、11月、1月）
4. 地区連絡会議	大阪地区、京滋地区と各々開催し、運輸部担当役員及び運輸部長以下、各営業(支)所の係長（統括運行管理者）以上が参加し安全輸送に関する協議を行う。	*3ヶ月毎に開催。（2月、5月、8月、11月）
5. 現場会議	各営業(支)所単位で所長会議等の報告及び各営業(支)所の現状認識、問題点など所内での意志疎通を図る。	*各営業所単位で、毎月1回開催。
6. 事故防止・お客様接遇向上懇談会	各営業（支）所単位で労使協調のもと、乗務員参加の安全対策会議。 （事故の分析、ヒヤリハット体験事例の分析と対策など）	*各営業所単位で、毎月1回開催。
7. 中央事故防止・お客様接遇向上対策委員会	会社側、組合本部が協議の上、開催し、事故防止、お客様接遇の向上について分析や防止策の議論を行う。	*年2回開催。（春・秋）
8. その他	①受託事業安全安心委員会の開催。	*毎月、1回開催。
	②臨時所長会議の開催。	*必要に応じ随時実施。
	③社長達・運輸部長達・所長達による示達。	*必要に応じ随時実施。
	④業務連絡（管理課長名）による連絡・指示。	*必要に応じ随時実施。
	⑤所属員に対する個人カンセリングの実施。	*必要に応じ随時実施。
	⑥その他（社内報、壁新聞、危険箇所マップなどによる啓蒙）	*社内報は、年4回定期発行。その他は、随時実施。

【別紙C】

平成22年度 輸送の安全に関する目標・計画と実施・実績（教育・研修計画含む）

目 標	計 画	実施・実績	投資額
<p>1. 有責事故150件以下</p> <p>(1) 追突事故の削減 車庫内及び駐車場内の後退追突事故の根絶</p> <p>(2) 負傷事故の削減 自転車乗り及び歩行者との接触事故の根絶</p> <p>(3) 車内事故の削減 発進及び停車時における車内転倒事故の根絶</p> <p>(4) 飲酒・酒気帯び出勤の撲滅</p> <p>2. 弊社が第一当事者となる重大事故件数0件</p>	<p>【輸送の安全に関する計画】</p> <p>(1) 安全運動</p> <ul style="list-style-type: none"> * 春の全国交通安全運動 * 夏の交通安全運動 * 秋の全国交通安全運動 * 年末年始輸送の安全総点検 * 環境にやさしいエコドライブ運動 <p>上記安全運動を中心に当社独自の事故防止運動を展開し、輸送の安全性の向上に努めます。</p> <p>① 運転関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 点呼の厳正化を図るため、点呼査察（点呼立会い）を実施します。 ・ 社長、安全統括管理者、運輸部担当役員及び運輸部長等による職場巡回を実施します。 ・ 本社管理職による添乗査察を実施し、運転と運転に対する姿勢・接遇向上を図ります。 ・ 事件事例等の情報共有、研究、分析を進め同種の事故の再発防止に努めます。 ・ 事故を複数回惹起した乗務員に対する研修（事故惹起者及び事故多発者研修）を実施し、個別指導の強化を図ります。 ・ 睡眠時無呼吸症候群（SAS）の検査結果に基づくカウンセリング指導を実施します。また、新規雇用運転手については検査を実施します。 ・ インターネット適性診断システム「ナスバネット」を活用し、安全教育及び事故防止の対策として活用します。 ・ アルコール検知器を更新し、より厳正な点呼の実施を図ります。 <p>・ 異常事態発生（重大事故、車両火災、テロ等）を想定した事故対策の合同訓練を実施します。</p> <p>② 車両関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ノンステップバス、ワンステップバスの導入 乗合バスの代替車両としてノンステップバス 24両、ワンステップバス 5両を導入し、安全性の向上を図ります。 ・ デジタコの導入 18年度よりデジタコを導入しておりますが、引き続き車両代替え時に、デジタコを導入し運行管理面の充実を図ります。 ・ ドライブレコーダーの導入 事故および異常事態発生時の記録映像の活用。また、データを安全運転の指導に活かすことによる事故防止対策とします。 <p>(2) 運転保安に対するヒヤリハットを報告する体制を確立します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事故に至らなかったヒヤリハット体験を報告する体制を実施し、収集分析して事故防止に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> * 春の全国交通安全運動を実施。（4/6～4/15） * 夏の事故防止運動を実施。（7/21～8/20） * 秋の全国交通安全運動を実施。（9/21～9/30） * 年末年始輸送の安全総点検を実施。（12/10～1/10） * 環境にやさしいエコドライブ運動を実施。（10/1～11/30） 交通安全講習会の開催、事故「0」の日の取り組み。 * 運輸部管理職による早朝点呼査察を実施（のべ161回） * 社長・安全統括管理者等職場巡視を実施（のべ48回） * 管理職による添乗査察を実施（のべ801回） * イラストボードによる啓発（中間点呼時7回） * 個別指導を本社にて実施（6名） <p>* SAS検査を実施（12名受診）</p> <p>* 免許証リーダーとアルコール検知器を連動したシステムを導入</p> <p>* 高速バスの車両火災を想定した合同訓練実施（11/15）</p> <p>* ノンステップバス 24両、ワンステップバス 5両を導入</p> <p>* 本年度197両取付け（デジタコ全車両搭載完了）</p> <p>* 下期306両へドライブレコーダー取付け運用開始</p> <p>* 3ヶ月毎にヒヤリハットを収集分析し、営業所毎に事故防止対策として活用。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ アルコール検知器更新 8,000千円 ・ 車両導入 670,000千円 ・ 車載器導入 （デジタコ・ドラレコ） 99,000千円

【別紙D】

平成22年度 輸送の安全に関する目標・計画と実施・実績（教育・研修計画含む）

目 標	計 画	実施・実績	投資額
	<p>【輸送の安全に関する教育及び研修計画】</p> <p>(1) 管理者に対する教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本社教習所で安全運行に関する1日研修を実施します。 <p>(2) 乗務員に対する教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ クレフィール湖東の運転手1日安全研修コースを実施します。 ・ 自動車事故対策機構（NASVA）に依頼し、マネジメントコンサルティングを特定の営業所で実施致します。 <p>* 環境にやさしいエコドライブ運動</p>	<p>*NASVA 自動車事故対策機構による1日研修(合計102名)</p> <p>*クレフィール湖東1日安全研修（合計98名）</p> <p>*NASVAによるコンサルティングの実施 （7月から1月までの6ヶ月間1営業所実施）</p> <p>*環境にやさしいエコドライブ研修（合計117名）</p> <p>その他講習会の参加</p> <p>*安全管理規程に係るガイドラインの見直し等に関する説明会参加（6/28 1名）</p> <p>*事故防止等安全対策マニュアルに基づく研修会参加（8/5 4名）</p> <p>*NASVA安全マネジメント講習会参加（9/13 3名）</p> <p>*内部監査講習会参加（11/25、11/26、3/15 4名）</p> <p>*第4回自動車事故防止セミナー参加（3/2 2名）</p> <p>*NASVA 安全マネジメント講習会参加（3/4 2名）</p>	<p>・教育・研修 6,500 千円</p>